

# 九州工業大学責善会自動車部OB会会則

## 第一章 総 則

第 1 条 本会は、九州工業大学責善会自動車部OB会と称し、九州工業大学自動車部にその本部を置く。

第 2 条 本会は同部OBを主体とし、会員相互の扶助親睦を図るとともに、同部の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行なう。

- (1) 会員総会
- (2) 支部会
- (3) 現役員との交歓会
- (4) 同部への援助
- (5) その他

第 4 条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 通常会員 OB会員
- (2) 特別会員 同部部長・顧問・参与等で入会を希望するもの
- (3) 賛助会員 同部に協力する者で、会員総会によつて推薦されたもの

の

## 第二章 役 員

第 5 条 本会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 幹事（常任幹事1名を含み若干名）
4. 顧問 若干名

第 6 条 前条の役員は、会員中より総会において選出する。

第 7 条 会長は本会を代表統括し、且つ会務を統括し、副会長は会長を補佐し、会長不在の際はその職務を代行する。

2. 幹事は予算決算の審議執行する。

第 8 条 上記役員任期は2年とする。ただし重任・兼任を妨げない。

### 第三章 会 合

第 9 条 本会の会議は総会・支部会・役員会の三種とし、会議の議決は全て出席者（委任出席を含む）の過半数をもつてする。

第 10 条 会員総会は、本会最高の議決機関であり会長がこれを招集する。

1. 定例総会（年1回）
2. 会員の5分の1以上の要求があつたとき
3. 会長が必要と認めるとき

### 第四章 会 計

第 11 条 本会の経費は会費及び寄附金をもつてこれにあてる。

第 12 条 会費は1口500円として徴収する。

第 13 条 本会の会計年度は1月1日に始め同年の12月31日に終了する。

### 第五章 支 部

第 14 条 支部会は九州・関東・関西に設置する。

その他の地区の支部は本会に届け出て設置することができる。

第 15 条 支部における細則は、支部によつてそれぞれ定めることとする。

支部長は幹事を兼任してもよい。

### 第六章 細 則

第 16 条 本会会則の改正は会員総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第 17 条 会員は職業・住所・姓名に変更があつたときは直ちに本部に連絡せねばならない。

第 18 条 本会会則は昭和41年1月26日より有効とする。